

新旧対照表

旧	新
<p>1. 目的</p> <p>原子力分野における研究開発は、将来のエネルギーシステムに選択肢を与えるものであり、また、様々な分野の科学技術の発展を支える手段として、人類の知的フロンティアを開拓し、新産業の創出等に貢献するものである。</p> <p>したがって、「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（平成12年11月24日原子力委員会決定）に沿って、原子力分野における研究開発を推進するための方策について調査審議を行うため、「研究開発専門部会」を設置する。</p> <p>また、本専門部会において、原子力試験研究費の配分の基本方針の決定や、研究課題の評価等に必要な調査審議を行い、研究開発活動の効率化及び活性化を促進する。</p> <p>2. 調査審議事項</p> <p>(1) 革新炉（高速増殖炉を含む）に関する事項</p> <p>(2) 加速器に関する事項</p> <p>(3) 原子力試験研究費に関する事項</p> <p>(4) その他</p>	<p>1. 趣旨</p> <p>原子力が今後とも長期間にわたって競争力のある安定的なエネルギー源であり続けるとともに、放射線利用分野における科学技術が、学術の進歩や産業の振興に引き続き貢献していくためには、原子力研究開発を継続的に実施していくことが必要不可欠である。</p> <p>そのため、原子力研究開発の推進に必要な方策等について調査審議を行うため、「研究開発専門部会」を設置する。</p> <p>2. 検討内容</p> <p>(1) 原子力研究開発の進捗状況及びその評価（その他の専門部会等の調査審議事項を除く）に関する事項</p> <p>(2) 原子力研究開発を推進するための方策（その他の専門部会等の調査審議事項を除く）に関する事項</p> <p>(3) 原子力試験研究費に関する事項</p> <p>(4) その他、原子力委員会が指示する事項</p>

<p>3．構成 別途定めることとする。</p>	<p>3．構成 別途定めることとする。</p> <p>4．その他</p> <p>(1) 研究開発専門部会の運営については、原子力委員会専門部会等運営規程を適用する。</p> <p>(2) 原子力政策の妥当性の評価の実施にあたっては、「原子力の研究、開発及び利用に関する政策評価実施要領」(平成18年4月11日 原子力委員会決定)を準用する。</p>
-----------------------------	--